

奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画（案） 意見照会結果

- 1 意見照会期間：平成30年2月20日～3月5日（14日間）
- 2 意見提出者：7名
- 3 主な意見の概要等

意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・このノネコ管理計画に基づき取り組みをすすめることを支持する。（類似意見含め4件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島独自の生態系の保全のため、ノネコ管理計画に基づき、環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村が連携して発生源対策を含むノネコ対策に取り組むこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ノネコの捕獲、発生源対策を推進するとともに、飼い猫適正飼養の普及啓発活動も積極的に行ってもらいたい。（類似意見含め3件） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分は避けるべき。不妊手術をして一代限りの地域猫として生きていけば自然と個体数は減る。（類似意見含め2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊手術をして住宅地に放しても、山野に戻り、希少種等を捕殺して在来生態系へ影響を及ぼすことが懸念されます。なお、捕獲した個体については、可能な限り譲渡に努めることとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ノラネコTNR事業は捕獲したらリリース（野外に戻すこと）すべきではない。TNR事業は成果が期待される場所のみとして他は廃止し、捕獲・処分や適正飼養の普及啓発等に注力すべき。（類似意見含め2件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノネコの発生源対策としてノラネコのTNRを進めつつ、その効果について検証し、順応的に対策を見直すこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・7-1-(4)の譲渡できなかった個体の安楽死に関し「できる限り苦痛を与えない方法を用いて」の記述を追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、譲渡できなかった個体の安楽死に関する記述を修正します。（ノネコ管理計画5ページ 1行目）

<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標として「ノネコを根絶」と明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島の生態系に対してノネコが及ぼす影響を取り除くことを優先して対策を実施しつつ、必要に応じて、実現可能な目標設定のあり方を含め、ノネコ対策の実施方法等を見直すこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的効率的な捕獲を進めるため、7-1-(3)に探索犬の項目を追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にノネコの捕獲状況や排除の達成状況等について評価を行い、専門家の意見を踏まえ、捕獲実施方法等について見直しを行うこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫条例について、1～3年後をメドに完全室内飼育を義務化した条例に改正してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫の飼養状況等を見ながら、必要に応じて条例の改正について検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡を行うための条件や基準について獣医師と協議の上作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、獣医師も含め関係者で譲渡方法を検討しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ノネコの捕獲は大和村の山を優先させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノネコと在来種（特に希少種）の生息域等を踏まえ、捕獲すべき場所に優先順位をつけて対応していく予定です。